

警視庁警察職員通勤手当支給規程

昭和 33 年 7 月 22 日

訓 令 甲 第 1 8 号

存 続 期 間

〔沿革〕

- 昭和 34 年 5 月 訓令甲第 10 号 (い)
- 35 年 8 月 同第 24 号 (ろ)
- 41 年 4 月 同第 10 号 (は)、7 月同第 18 号 (に)
- 44 年 5 月 同第 12 号 (ほ)
- 45 年 4 月 同第 14 号 (へ)
- 47 年 4 月 同第 7 号 (と)
- 52 年 11 月 同第 20 号 (ち)
- 平成 2 年 5 月 同第 13 号 (り)
- 8 年 4 月 同第 13 号 (ぬ)
- 16 年 3 月 同第 8 号 (る) 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「条例」という。）第 12 条第 7 項及び職員の通勤手当に関する規則（昭和 33 年東京都人事委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）第 2 条、第 8 条第 3 項、第 18 条及び第 20 条の規定に基づき、通勤手当の支給、返納等に関し必要な事項を定めることを目的とする。（と、ち、り、ぬ、る）

(勤務庁)

第 2 条 この規程において勤務庁とは、原則として、勤務を命ぜられている所属をいう。ただし、同一所属にあつて勤務場所が 2 箇所以上ある場合は、あらかじめ所属長が定めた勤務場所をいう。（る）

(特例者の認定)

第 3 条 規則第 2 条に規定する通勤することが困難である職員の認定は、所属長が行うものとする。（ち）

(通勤不便勤務庁の指定)

第 3 条の 2 規則第 8 条第 1 項に規定する勤務庁（以下「通勤不便勤務庁」という。）に勤務する者とは、警務部長が通勤不便勤務庁として指定する勤務庁に勤務する職員とする。（り、ぬ）

(障害の範囲及び程度)

第 3 条の 3 規則第 8 条第 2 項に規定する通勤が著しく困難であるものとは、身体障害者福祉法

(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に定める障害の範囲及び程度に該当する職員とする。(ち、り、ぬ)

(届出)

第4条 職員が新たに条例第12条第1項又は第4項に定める職員たる要件を具備するに至つた場合又は既に通勤手当を支給されている職員が次のいずれかに該当するに至つた場合は、通勤の実情を速やかに所属長に届け出なければならない。(ち、り、ぬ、る)

(1) 勤務庁を異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があつた場合

(3) 規則第2条第2号又は第8条第2項に該当する職員の身体障害の程度に異動があつた場合

(確認及び決定)

第5条 所属長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その者が条例第12条第1項又は第4項に定める職員たる要件を具備するか否かを確認した後、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、若しくは改定し、又は支給の終了を決定しなければならない。(ち、ぬ、る)

(通勤の実情調査)

第6条 所属長は、必要があると認めるときは、職員の通勤の実情を調査するものとする。(ち)

(手当支給の取扱い)

第7条 新たに条例第12条第1項又は第4項に定める職員たる要件を具備するに至つた職員の通勤手当は、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給する。ただし、第4条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給する。(は、ち、ぬ、る)

2 前項ただし書により計算した手当額が、事実の生じた日を基準として計算した手当額を超える場合は、事実の生じた日を基準として計算した手当額を支給する。

3 通勤手当を受けている職員に、その額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。

4 第1項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の支給方法について準用する。

5 通勤手当を支給されている職員が条例第12条第1項又は第4項に定める職員たる要件を欠くに至つた場合は、その要件を欠くに至つた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて、その支給を終わる。

(手当の支給)

第 8 条 通勤手当は、次項に定める場合を除き、支給対象期間の最初の月（前条の規定により、支給対象期間の中途に支給を開始する場合には、当該手当の支給を開始する月）の給料の支給日に支給する。(る)

2 条例第 12 条第 6 項の規定により通勤手当を支給する場合には、異動等事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の給料の支給日に支給する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、当該支給日に通勤手当を支給できないときは、その日より後に支給することができる。

4 第 1 項の規定により支給する通勤手当は、その支給対象期間の初日（前条の規定により、支給対象期間の中途に支給を開始する場合には、当該手当の支給を開始する月の初日）における職員の所属において支給する。

5 第 2 項の規定により支給する通勤手当は、異動等事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日における職員の所属において支給する。

(手当を支給しない場合等)

第 9 条 条例第 12 条第 1 項又は第 4 項に定める職員たる要件を具備した職員が、出張、休暇又は欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない月（以下「通勤実績がない月」という。）が生じるときは、その月の通勤手当は支給しない。(る)

2 条例第 12 条第 1 項又は第 4 項に定める職員たる要件を具備した職員が、支給対象期間の初日から 1 か月以上の期間にわたって通勤しないことが明らかな場合には、次項に定める場合を除き、当該支給対象期間の当初においては通勤手当は支給しないこととし、その後、当該支給対象期間の中途において通勤することとなつたときには、通勤することとなつた日の属する月の初日に支給要件を具備したのものとして通勤手当の額を算出する。

3 条例第 12 条第 1 項又は第 4 項に定める職員たる要件を具備した職員が、支給対象期間の当初から規則第 15 条第 3 号に掲げる事由により勤務していない場合で、その後、当該支給対象期間の中途において復職し、又は職務に復帰したときには、次条第 1 項の規定に準じて通勤手当の支給額を算出する。

(返納額及び支給額)

第 10 条 規則第 15 条第 3 号に係る返納額及び支給額については、規則第 17 条の規定に準じて算出した額に、異動等事由が生じた月に係る日割額を加えた額とする。この場合において、定期券の価額に基づき運賃等相当額を算出する経路については、当該日割額は、通用期間 1 か月の定期券の価額に基づき算出する。(る)

2 規則第 15 条第 4 号に係る返納額については通勤実績がない月の前月の末日に、同号に係る支給額については再び通勤することとなつた日の属する月の初日に、それぞれ異動等事由が生じたものとして規則第 17 条を準用した場合に算出される額とする。

(手当支給の方法)

第 11 条 第 7 条から前条までに定めるもののほか、通勤手当の支給については、給料支給の例による。(は、る)

付 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 33 年 4 月 1 日から適用する。

(経過規定)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和 33 年 7 月東京都条例第 54 号。以下「改正条例」という。)適用の日に在職する職員及び改正条例適用の日の翌日から改正条例施行日の日以後 19 日以内に新たに職員となつた者について、第 7 条第 2 項の規定を適用する場合には、同条同項中「これに係る事実が生じた日から 15 日」とあるのは、「改正条例施行の日から 35 日」と読みかえるものとする。

別表(第 3 条の 3 関係)

障 害 の 範 囲		障 害 の 程 度
視 覚 障 害		1 級、2 級、3 級、4 級の 1
聴 覚 障 害		2 級、3 級
平 衡 機 能 障 害		3 級、5 級
肢 体 不 自 由	上 肢	1 級、2 級
	下 肢	1 級、2 級、3 級、4 級、5 級、6 級
	体 幹	1 級、2 級、3 級、5 級
心 臓 機 能 障 害		1 級、3 級、4 級
じん臓機能障害		1 級、3 級、4 級
呼吸器機能障害		1 級、3 級、4 級
注 : 級別については、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号による。		